

暮らしと資産のコンシェルジュ通信

FPオフィス
Life & Financial Clinic (LFC)

2019年1月1日発行

Vol.10、第1号

■不確実性が高まる時代、顧問FPを持つことが重要に



(長野県・軽井沢町：平成30年9月撮影)

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

2019年5月1日から新元号に変わります。平成30年間で振り返り、皆さんは何を思い浮かべるでしょうか。私たちは、仕事柄、経済に関する事柄がすぐに頭に浮かびました。バブル崩壊、金融機関の破たん、ITバブル、ライブドア事件、リーマンショック、アベノミクス、仮想通貨ブームなどです。株価・地価などの資産価値で考えると、急降下からなべ底が続き、アベノミクス以降、上昇傾向という印象です。平成当初は、証券会社の窓口で、限られた人が投資を行っていましたが、インターネット時代に入り、情報公開が進み、ネットでの取引が容易になったことから、投資が一般の人にも少しずつ開放されました。

税制・社会保障制度も変わり、公的年金制度では、支給開始年齢・保険料の引き上げ、配偶者(特別)控除の見直し、給与所得控除の見直しなどがあり、生涯可処分所得が減少しました。また、確定拠出年金制度の導入によって、勤務先の退職金・企業年金制度の変更、定年延

長など、働き方の見直しなど、家計面・生活面にも大きな影響を及ぼしています。

また、忘れていけないのは、阪神淡路大震災、東日本大震災、熊本地震、その他、省略することが憚れる数多くの自然災害が記憶に残っています。私たちの日常生活でも防災意識の高まりを見せています。

日本は、少子高齢社会を迎え、税・社会保障など、私たちの生活を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。そんな中、私たちが望む豊かな人生を送るためには、人生観・価値観に基づいたライフプランを持つことが大切です。そのライフプランも、社会・経済環境の変化に合わせて見直していかなければなりません。

一方で、世の中には、マネーに関するさまざまな情報が溢れかえっています。その中から、自分たちに本当に必要な、最適な情報を取り出すことは至難の業と言えるでしょう。お客さまの状況を常に把握して、環境変化に合わせて、適切なアドバイスができる顧問FPを持つことは、不確実性が高まったこれからの世の中で、お客様とご家族が「自分らしい人生」を送るために、ますます重要になってくるでしょう。

LFCでは、ホームページをリニューアルし、「顧問FP(LFC会員)サービス」を開始しました。「いつでも相談できる、あなたのFP」として、今後ともLFCをご愛顧いただけると幸甚です。

FPオフィス Life & Financial Clinic
ファイナンシャル・プランナー

平野 泰嗣 平野 直子

■地震保険の付帯率は3割。見直しは、「家財」。

2018年を表わす漢字として、「災」が選ばれました。2月の大寒波(私の住む国分寺でも-8℃を記録)、夏の酷暑などの気候変動、大阪北部と北海道胆振東部の地震、草津白根山・新燃岳の火山噴火、そして、7月豪雨、台風21号による水災害など、確かに大規模な自然災害の多い年でした。

地震・噴火への備えは、地震保険への加入が必要となります。新たに加入する火災保険に地震保険を付帯している割合は、全国で63.0%ですが、地震保険の契約をしている世帯の割合は、31.2%と意外にも低いことには驚きです。住宅購入時に住宅ローンの期間に合わせて、30年などの長期一括

で契約を結んでいて、見直しが行われないまま放置されていることが原因として考えられます(※)。

現在加入している火災保険に、後から地震保険を付けることは可能なので、未加入の方は、加入を検討してみましょう。地震保険は、単独で加入することはできませんが、国と損害保険会社が共同で運営しているので、どこの保険会社でも補償内容と保険料は同じです。

保険料は、建物の所在地(都道府県)と建物の構造により異なります。南海トラフなど大地震の発生確率が高まったことを受け、保険料を2017年1月から計3段階に分けて全国平均で計14.2%引き上げる予定で、2017年1月に5.1%引き上

げ、今年(2019年)1月に平均3.8%引き上げられます。3回目の時期は未定ですが、大幅な引き上げが見込まれます。

地震保険の見直しのポイントは、家財の地震保険です。熊本地震では、地震保険の「半損」認定が建物よりも家財の方が2.4倍多かったそうです。一般的に家財の方が損害が大きくなるのですが、実際の地震保険加入率は建物が約63%に対し、家財は約40%に留まっています。東日本大震災の際も建物自体よりも家財の損害が大きく、しかし家財に地震保険を付けていない人が多く、保険金が貰えないというケースがあったそうです。



◆お届けする内容◆

・不確実性が高まる時代、顧問FPを持つことが重要に

・地震保険の付帯率は3割。見直しは、「家財」。

・日銀の金融政策の転換はいつごろか?

・消費税8%と10%で異なる優遇措置、家計行動は慎重

・2019年1月13日以降の自筆証書遺言から一部PC利用が可能に

・家計見直しの視点、家計B/Sで資産全体の利回り(ROA)を上げる

・2018年下半期のLFCの活動報告

・LFCのお勧め相談メニュー



(※)現在は、火災保険は10年超、地震保険は5年超の長期契約は結べません。

実感を伴わないアベノミクス景気、戦後最長の景気拡大に！



■日銀の金融政策の転換は、いつ頃か？

■アベノミクス景気、戦後最長の景気拡大に

昨年12月13日に開催された内閣府の景気動向指数研究会によって、現在続いている景気拡大が、高度経済成長期に57カ月間続いた「いざなぎ景気」を上回り、戦後2番目となったことが認定されました。戦後1番目の景気拡大は、2002年2月から2008年2月までの73カ月間続いた「いざなぎ景気」。「いざなぎ景気」は、賃金は上がらず、消費も低迷、経済成長率も低調で、「実感なき景気拡大」と言われ、その後のリーマンショックによる景気後退のインパクトが大きく、はかなく消失したことから「かげろう景気」とも言われています。

2012年12月のアベノミクス発表を始期とする景気拡大が今年の1月を超えれば、「かげろう景気」を超え、戦後、最長となります。景気拡大の判断は、雇用、生産、消費などの指標をもとに判断するため、正式に認定される時期は遅れます。

■日銀の金融政策の転換期はいつか？

アベノミクスを後押しした、日銀による金融政策(2%の「物価安定の目標」と「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」)ですが、出口戦略についての議論が目立つようになってきました。米国では、リーマンショックからいち早く回復し、景気が好調なのを背景に連邦準備制度理事会(FRB)は、すでに利上げを実施。欧州中央銀行(ECB)も、昨年

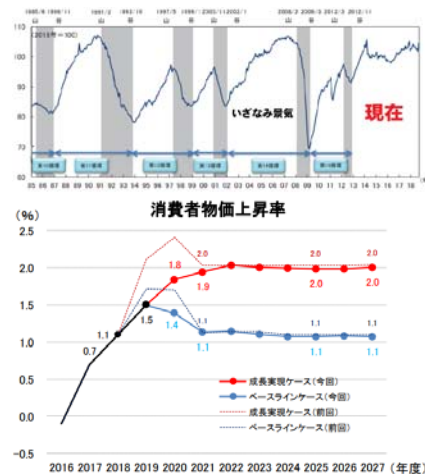
12月で量的緩和終了を決定し、利上げの時期を探っています。日本だけ取り残された感がありますが、日銀に金融政策の転換の時期に関して議論されています。内閣府の経済財政諮問会議に提出された「中長期の経済財政に関する試算(2018年7月)」によると、今後の消費者物価上昇率の見通しで、足元の実績を参考にしたベースラインケースで、2019年は1.5%、2020年は1.4%、2021年以降1.1%で、前回(2018年1月)よりも引き下げられました。ECBの量的緩和終了の決定判断もインフレ率2%は達成していませんが、1%台後半であったことから、日本においては、2019年の状況予測では、転換を明示するのは難しいのではないかと個人的には感じています。国際通貨基金(IMF)による世界経済の見通しでは、2020年の日本はオリンピック景気の反動によって経済成長率は0.3%の低水準と予測しています。先の経済財政に関する試算では、ベースラインケースで1.2%としているので、かなりの乖離があります。2019年中の金融政策の転換も難しく(消費増税による影響も配慮)、2020年以降の金融政策の転換もしばらくは難しいと判断することができます。

■日銀保有資産の処理問題

2018年第3四半期の日銀が保有する長期国債は454.6兆円で、長期国債994.8兆円に占める割

合は45.7%です。民間金融機関の保有割合41.2%を上回っているのは異常事態です。また、2018年中の日銀によるETF買入額は年間6兆円を超え、今年中には、保有残高30兆円を上回る見込みです。出口戦略という意味では、日銀が保有する国債やETFをどう処理するのか。市場で売却すれば、債券価格の下落(金利上昇)、株価下落は免れません。市場にインパクトを与えない方法を模索しなければなりません。

市場最長の景気拡大を機に政策転換が示される可能性は完全には否定できません。出口戦略に関する動向に注視していきたいと思います。



消費税8%と10%で異なる優遇措置、家計行動は慎重に！



■10月からの消費増税に対応する優遇措置のまとめ

いよいよ今年10月から、消費税が8%から10%に引き上げられます。消費増税に対応した施策・税制をまとめてみました。

■平成31年度税制改正大綱(閣議決定)

平成31年10月の消費税率引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から、住宅と自動車に対する税制上の支援措置が講じられます。

①住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例の創設

現在の住宅ローン控除は、年末の借入残高(一般住宅は4000万円、認定住宅は5000万円が限度)の1%が10年間に渡り、所得税と一定の住民税から控除されます。この特例措置として、11年目から13年目までの3年間、追加で控除が受けられます。控除額がちょっと複雑なのですが、以下のいずれかの少ない金額となります。

- ・年末のローン残高(4000万円を限度)の1%
 - ・[住宅の取得等の対価の額又は費用の額-当該住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等](4000万円を限度)×2%÷3
- 4000万円を限度に増税分の2%相当を3年間で税額控除するという事です。注意点は、3月中に建築請負契約を結ぶなど、消費税率が8%を適用

されるような人は対象外です。また、2019年10月1日から2020年12月31日までに居住の用に供さなければなりません。

②車体課税の見直し

主な内容として、以下の通りです。

- ・小型自動車を中心に全ての税率区分で自動車税の税率を引き下げ(新規登録車は恒久減税)
- ・自家用乗用車に係る環境性能割の税率等の適用区分を見直し
- ・エコカー減税(自動車取得税・自動車重量税)の軽減割合等を見直し

1000cc~1500ccのコンパクトカーの場合、現行の自動車税は34,500円ですが、30,500円に4,000円軽減されます。車体価格を150万円とすると、消費税の増税額は3万円なので、7.5年間で増税分を回収できる計算になります。

■軽減税率とキャッシュレス決済を利用した場合のキャッシュバック

軽減税率の対象は、①酒類及び外食を除く飲食料品、②定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の2品目だけです。対象はシンプルですが、食料品関係では、持ち帰りか、イートインかで税率が変わったりと、線引きが曖昧なの

で、10月以降、混乱が生じるでしょう。

消費増税に際し景気対策として実施するキャッシュレス決済のポイント還元制度について、少しずつ中身が明らかになってきました。対象店舗の区分によって、5%還元(中小小売、飲食など)、2%還元(コンビニ、外食などの大手系列のチェーン店:中小企業が経営)に分かれます。キャッシュレスの対象もクレジットカード、電子マネー、スマホ決済サービス、決済代行などが予定されていますが、全てのキャッシュレス決済サービスが対象となるわけではないので注意が必要です。

■住宅取得に関する優遇措置(既定のもの)

消費増税が決まった時に導入された優遇措置で8%と10%で取り扱いが変わるものがあります。

- ・すまい給付金の対象者と給付額の変更
- ・住宅取得資金贈与の非課税制度の拡大

住宅取得資金贈与は、現行700万円まで非課税ですが、契約締結日が2019年4月1日から2020年3月31日で消費税10%が適用される場合、2500万円まで非課税となり、大幅に拡大されます。

消費税8%と10%時で、様々な制度が入り乱れていて、家計行動によって、適用される優遇制度が変わるので、慎重に判断する必要があります。

2019年1月13日以降の自筆証書遺言から一部PC利用が可能に



■遺言作成者は約1割。浸透しないのは、「要式面」と「意識面」。

昨年7月に成立した相続法の改正は、2019年から順次施行されます。

- ・自筆証書遺言方式の緩和(2019年1月13日)
 - ・原則的な施行期日(2019年7月1日)
(遺産分割前の預貯金の払い戻し制度、遺留分制度の見直し、特別の寄与の制度の創設等)
 - ・配偶者(短期)居住権の新設(2020年4月1日)
 - ・自筆証書遺言の保管制度(2020年7月1日)
- 今回は、このニューズレターがお手元に届いて間もなく施行される、自筆証書遺言の方式の緩和について、概観したいと思います。

■遺言と遺言方式

遺言とは、自分が亡くなった際に、財産をどのように分配・処分するかについて、自身の最終意識を明らかにするものです。つまり個人の財産の処分を生前だけでなく、死後も自由に行うことができるとしたものです。遺言書がない場合は、相続人に対して財産が継承され、相続人間で遺産分割が行われます。ここで相続人間の争いが起こる可能性があります。遺言書で意思を明示しておけば、全ての人が満足できる結果になるとは限りませんが、少なくとも、相続争いには発展しません。また、死後に財産を自由に処分できるので、日頃からお世話になった人に対して一定の財産を与える(遺贈という)こともできます。

遺言は、死後の財産処分の意思表示であるため、民法に定める方式で行う必要があります。

遺言の方式は、主に自筆証書遺言と公正証書遺言があります。自筆証書遺言は、遺言者はその全文、日付、氏名を自書したうえ、これに印を押さなければなりません。また、加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じないとされています。また、相続が発生した際に、家庭裁判所で「検認」という手続きが必要となります。一方、公正証書遺言は、公証人の関与の下で、2人以上の証人が立ち会うなどの厳格な方式に従って作成され、公証人がその原本を厳重に保管するという信頼性の高い制度です。そのため、「検認」は、必要ありません。

■遺言書を書いている人の割合は、約1割

アメリカの相続では、遺言を残す人が多いと聞いています。自分の人生の最後は、自分の意思で締めくくると、という考えが広く浸透しているからなのでしょう。「遺された家族が仲良く、財産は平等に話し合いで決めなさい」という、日本人的な考えと異なるようです。

厚生労働省に人口動態調査によると、2016年の死亡数は約130万人。これに対し、遺言書の検認数は約1.7万件。公正証書遺言が作成された件数は、約10.5万件(2016年)。公正証書遺言が発効する時期は先になるので、正確ではありませんが、検認数と公正証書遺言数から、遺言書を書いている人の割合を推計すると、約1割と

いう計算になります。遺言書のような正式なものではない、遺書を含めると、もう少し多いかもしれませんが。公正証書にしる自筆証書にしる、面倒、敷居が高いという要式面と、自分の考えを明確にしたいくないという意識面から、遺言書の作成が浸透しないのではないかと思います。

■自筆証書遺言方式の緩和

今年の1月13日以降に作成する自筆証書遺言から、財産目録については、手書きで作成する必要がなくなります。ただし、財産目録の各頁に署名押印は必要です。自筆証書遺言作成のお手伝いをしていると、ミスなく清書するのは非常に大変で、財産目録部分だけでも印刷できるなら、ずいぶん負担は軽減されます。また、2020年7月1日から始まる、自筆証書遺言書の保管制度を利用した場合、検認が不要になるので、遺言書を遺された側にとっても負担が軽減されます。今回の改正で、遺言書の作成が少しでも広まり、人生最期の意思の実現と、相続争いがなくなことを願っています。LFCでは、「ライフプラン」「相続法」「相続税」という3つの視点を大切にしたい、相続サポートを行っています。

遺言書	別紙目録(PC作成)	三 土地
別紙目録一及び二の不 動産を未来一部に、別紙 目録三及び四の不動態 を未来親子に相続させる。	一 土地 所在 東京都 地番 …… 地目 …… 地積 …… 二 建物 所在 東京都 家屋番号… 種類 …… 床面積 ……	三 土地 所在 東京都 地番 …… 地目 …… 地積 …… 四 建物 所在 東京都 家屋番号… 種類 …… 床面積 ……
平成31年1月20日 志来 太郎 印	志来 太郎 印	志来 太郎 印

家計見直し、家計B/Sで資産全体の利回り(ROA)を上げる

■家計財産簿で、ストック資産をフロー資産に代える

前号(2018年真夏号)では、会社の貸借対照表と同じように、家計で、家計財産簿(家計B/S)を作り、そのプロセスの中で、ムダな資産・負債を発見し、適切に処分することで、スリムな家計にすることを解説しました。今回は、そこからさらに、一歩進んで、家計B/Sを活用して、資産効率を高めるという視点について紹介します。

■資産利回りを表わすROA

会社の決算分析をする時に様々な財務指標を見ますが、その中の1つにROA(総資産利益率)があります。ROAは、会社の場合は、当期純利益を総資産で割って求められます。家計の場合、勤労収入-家計支出=純利益とすると、複雑になるので、ここでは、純粋に資産から生み出される利益に着目します。預貯金ならば利息、有価証券ならば年間収益です。

■不動産・動産は、どう考える?

自宅不動産も、賃借したと仮定した場合の家賃からローン利息・維持費を引いたものを利益と見なします。例えば、3500万円のマンションのみな

し家賃を年間180万円、ローン利息31万円(当初3000万円を1.5%で借入、11年目とする)、維持費35万円の場合の収益は、114万円となります。自宅不動産の利回りを求めると、3.26%になります。自宅不動産の利回りを上げるには、家賃相場と比較し、お得に購入できる物件を選択、ローン利息等のラーニングコストを抑えることです。

自動車も、タクシーやレンタカーを利用した場合の費用を収入として、自動車税・保険・車検代などの維持費を差し引いたものを収益として考えてみます。利用頻度が低いほど、利回りが下がり、最悪、マイナスになる場合もあります。もちろん、「自動車の所有期間という時間軸を考慮する必要がありますのでは?」という疑問を持つ方もいると思いますが、ここでは、資産の利回りという視点に着目して頂きたいと思います。

■遊休資産を活用して、総資産利回りを上げる

家計B/Sで総資産利回りを悪化させる最大の要因は、遊休資産です。遊休資産は売却し、他の利益を生む資産に組み換えを行うのが鉄則で

す。けれども、最近はシェアリングエコノミーが浸透し、家庭にある遊休資産を活用(貸す)ことで利益を得る機会が増えてきました。自宅の駐車場を貸すサービス、空き部屋を倉庫にするサービス、ブランド品をレンタルするサービスなど新しいサービスがどんどん現れています。手放すには惜しいけど、使わないもので収益が得られれば、家計B/Sの総資産利回りは上がります。

■住宅ローンの頭金・繰上げ返済

住宅ローンを組む時の自己資金、繰上げ返済資金について相談を受けた際に、ローンを少なくした方が良いか、手元に資金を残した方が良いか、よく質問を頂きます。会社の財務の視点で考えると、ローン金利よりも、資産利回りの方が高くなるのが一般的です。住宅ローンは、団信でリスクがある程度カバーされていることを考えると、手元に資金を残し、自己投資・教育投資を含めた様々な有形無形の資産に投資をするなど、有効活用することで、家計に大きなプラスとなる可能性を秘めていると思います。



京橋オフィス&国分寺相談室で、ご夫婦での相談、好評受付中！

■2018年下半期のLFCの活動報告

恒例となりました2018年下半期をビジネスとプライベートに分けて振り返ります。

●ビジネス

一番大きな話題は、ホームページのリニューアルです。8月ぐらいから準備を始め、昨年末12月25日に公開にたどり着くことができました。レスポンス対応で、パソコン、スマホ、タブレットから快適にご覧頂けます。今まで、自前で制作・運用していたのですが、IT技術が進歩しているため、さすがに今回は、HP制作会社をお願いしました。更新も容易になっているので、積極的にホームページで情報発信をしていきたいと思えます。

セミナー関係では、平野泰嗣が相続アドバイザー養成講座(相続アドバイザー協議会)で、「顧客のライフプランと相続アドバイス」という講座を担当することになりました。相続では、家族法、相続税法の知識が欠かせませんが、もう一つの大切な視点として、亡くなる方とご家族のライフプランについて、お伝えしています。平野直子は、仕事と介護の両立支援をFPの視点で、企業向けに研修を行いました。

また、LFC自主セミナーとして、京橋マナーサロンを再開し、終活、家活、空き家対策をテーマに9月、12月に開催しました。

●プライベート

昨年の3月にお伊勢参りをしたので、後半は、小旅行として、気に入っている温泉地の渋・湯田中へ行く計画をしていたのですが、あいにく台風とぶつかってしまい、キャンセルになってしまいました。そこで、仕事の合間を見つながら、日帰りや一泊のお出掛けを何回かしました。住んでいる国分寺からだと圏央道へのアクセスが良く、箱根まで日帰りで行ったり(箱根まで車で出かけるのは大変というイメージでした)、途中にある相模原相川ICで降り、宮ヶ瀬湖畔にある広い公園に行ったりと、今まで気づかなかった、都心からも気軽にいける憩いの場所を見つけることができました。レゴとベルも普段の散歩と違って大喜びです。圏央道の埼玉側もいろいろありそうなので、今年は、圏央道の埼玉方面をチェックしてみたいと思います。



①2000年~2005年(趣味)
FP受験生向け情報サイト(Editor)



②2005年~2008年
初代LFCサイト(Publisher)



③2008年~2018年
2代目LFCサイト(Dreamweaver)



④2019年~
3代目LFCサイト(Joomla!)



モデルデビュー？(9月軽井沢)



船長？(8月女神湖)



(10月箱根仙石原)



(10月宮ヶ瀬園地)



(11月昇仙峡)

たくさんドライブに連れてって欲しいワン！

あなたらしい“幸せな人生”を送ること。それが私たちの願いです。

FPオフィス Life & Financial Clinic

〒104-0031
東京都中央区京橋 1-3-2
モリイテビル304(受付4F) オフィス平野
電話 : 03-3231-6113
メール : info@mylifeplan.net

発行・編集 平野 泰嗣・平野 直子



Web サイトもご覧ください
<https://www.mylifeplan.net>

●顧問FP(37,200円/1年間)

【いつでも相談できるあなたのFP】

お客様の生活状況に合わせて、いつでも相談できる「顧問FP」として、お客様とライフプラン、ファイナンシャルプランを共有し、その実現をサポートします。

★未来設計図(ライフ&マネープラン)作成★ HPより、お問合せください。



●総合資産管理サービス(108,000円~/年)

【家計財産簿と資産総合分析】

ファミリーミッション実現のために戦略的な事業承継・円滑な財産移転等を提案。総合資産管理の視点でポートフォリオ分析、保障分析、相続分析を行います。

★家計財産簿、診断レポート付★ HPより、お問合せください。



●相続・遺言と経営の相談

人・企業の“夢・想い”をカタチに！

「暮らしと経営の資産コンシェルジュ」
～平野経営法務事務所～

- ・老後の暮らし
- ・遺言と相続
- ・プライベートバンキング (PB)
- ・経営サポート



暮らしと経営の資産コンシェルジュ
平野経営法務事務所
Hirano Management & Legal Office
人・企業の“夢・想い”をカタチに！

<http://www.family-concierge.net>